

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出資料について

全国海区漁業調整委員会連合会では、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図るため、各海区漁業調整委員会より提案のあった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望を行っています。

令和8年度の要望内容については、令和7年10月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する必要があります。そこで、昨年度に引き続き当海区からは3案を要望したいと考えていますので、協議をお願いします。

参考として、令和7年7月23日に開催された全国海区漁業調整委員会連合会による要望結果の概要を参考として添付します。

【今後の予定】

令和7年10月23日 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議

（各ブロック内で抱える漁業調整や資源管理を取り巻く問題点などについて共通認識を形成）

令和8年4月 全国海区漁業調整委員会連合会総会

関係省庁などへの要望内容の協議、承認

案 1 (修正)

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	太平洋クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>本県の沿岸クロマグロの漁獲は、近年の資源回復により、<u>令和6年12月に国際会議(WCPFC)において、国内でのクロマグロ漁獲枠の増枠が認められ、本県においても沿岸のクロマグロ漁獲枠及び沿岸クロマグロの承認漁業者が増加しました。</u></p> <p>今後もクロマグロ資源の増加、新たな来遊が予想されることから、漁獲枠の配分には地域の漁業の特性、漁場形成の状況など様々な観点から検討を加える必要があると考えられます。</p> <p>また、近年、沖合底びき網に死んだマグロが入網し、操業に支障をきたしているという現状を踏まえ、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 沿岸漁業資源が低迷する中、増加傾向のクロマグロ資源の活用は沿岸漁業者の経営安定に重要なことから、<u>沿岸漁業への枠の配分について配慮すること。</u> 2 1 漁場形成等による沿岸漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や漁獲量の増大による操業停止を回避できるよう、当初枠の少ない都道府県への枠の配分について配慮すること。また、枠の融通について、より機動的に行われるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。 3 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。 4 遊漁者等からの確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するとともに、国の責任において広域的かつ関係省庁の横断的な連携による監視体制を強化すること。 5 沖合底びき網に入網する死んだクロマグロの実態について早急に調査・解明するとともに、このような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における 漁業秩序の確立について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において15年以上協議を重ね、平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな姿勢が見られず、現在はその協議も止まり、本県漁業団体は民間主導による交渉はすでに限界と認識しています。</p> <p>国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違法操業・投棄漁具・漁具被害は改善されず、べにずわいかにかご漁業者は、不安定な操業を強いられています。また、沖合底びき網漁業者は漁業トラブル回避のため、これまで漁場としていた暫定水域内での操業を行っていません。</p> <p>国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域は漁獲圧が高く、甲幅90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないとされており、韓国漁船の問題を早期に解決しない限り資源状況の改善は期待できません。</p> <p>については、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。 2 暫定水域内では韓国漁船による漁具被害が引き続き発生しているとともに、韓国漁船の漁獲圧が高く、資源枯渇が懸念されている。民間協議等で操業秩序の厳守を訴えてきたが一向に改善される状況にない。国は韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請すること。 3 我が国排他的経済水域内の水産資源の保護、漁業秩序の確立及び漁船の安全操業を図るため、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化と根絶のための抜本的な対策を行うこと。 	

案 3 (修正)

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	北朝鮮ミサイル発射に係る漁船の安全操業の確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>北朝鮮による相次ぐミサイル発射により、本県かにかご漁船が操業する近海に落下しており被弾の可能性もあったことから、日本海で漁業者が安心して操業できる体制を整備することが必要である。</p> <p>上記を踏まえて、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、<u>即時、その情報を伝達すること。</u></p> <p>また、万が一自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。</p>	